

2020年3月議会における一般質問

○2番 大名美恵子議員 日本共産党の大名美恵子です。通告に従い一般質問を行います。

まず、1月の改選後、初めての一般質問ですので、山田村政には今期も是々非々で取り組んでいくということを述べたいと思います。

それから、申し訳ありません、通告書の訂正3か所お願いします。いずれも1点目の通告に関してです。1か所は、質問事項中の「記者会見」を「取材対応」に、2か所目は、⑥の「会見で村長が述べた」を「取材を受けて村長が述べた」に、3か所目は、質問要旨の下から2行目、「広域避難の策定」を「広域避難計画の策定」に改めたいと思います。

では、**質問の1点目**です。

2月18日開催の6首長懇及び終了後の取材対応についてお聞きします。

日本原電による「東海第二原発の再稼働を目指す」との表明を受けて以来、約1年ぶりに開催された原子力所在地域首長懇談会に関し、翌19日付新聞各紙が報じました。これを読んだ多くの住民から「懇談会で何が話し合われたのか」「再稼働是非判断の時期を具体的に答えるなんて山田村長の真意は一体何なのか」などの疑問が寄せられました。

この声を基に、まず5点、村長に確認させていただきます。

1点は、首長懇談会開催の目的について。

2点は、原電の安全対策工事終了時期を2022年12月に延期する理由について。

3点は、水戸市長が「避難計画策定のときは支援をしてほしい」と内閣府に伝えたとのことですが、内閣府の回答は6人で聞くことができたのか、聞けた場合、その内容は何か。

4点は、原電は使用前検査申請の提出はいつごろを考えていて、東海第二施設の使用時期について、日付をどうするという説明だったか。また、その時期について6首長は了解をしたのか。

5点は、取材を受けて村長が述べた「再稼働是非の判断の時期は2022年12月の前の段階で、6市村で意思を表明する時期が来ると思う」との発言について、これまでの議会答弁、「実効性ある広域避難計画の策定と納得のいく住民の意向把握が終わらなければ、是非の判断はしない」という明言との関係はどう受け止めればよいのか。

以上お聞きします。

○山田修 村長 お答えいたします。

初めに、先月18日に開催した原子力所在地域首長懇談会の開催の目的についてですが、東海第二発電所の安全性向上対策工事に係る近況や、工事計画の変更等に係る説明を改めて受けるとともに、関係省庁とは原子力政策や原子力防災安全等対策の動向、方向性などに関する意見交換を目的に開催したものでございます。

2点目の工事の完了目標を2022年12月とする主な変更理由についてですが、防潮堤と常設代替高圧電源装置置場、緊急時対策所の工事工程を見直した結果と聞いています。

3点目の広域避難計画策定における国の支援についてでございますが、内閣府からは「広域避難に係る課題について一緒になって支援をさせていただく」という前向きな回答を全員で受けております。

4点目の使用前検査に関してでございますが、申請書への記載が求められる原子炉施設の使用の開始の予定時期について、事業者が工事の終了時期に合わせたと記載したところのほか、申請の時期を含め懇談会構成自治体6首長としては未定との認識であり、了解しておりません。

最後に、私が先月18日の懇談会後の取材の中で答えた再稼働に係る判断の時期についてでございますが、これまで述べたとおり、その判断に必要な要件のうち広域避難計画の策定と住民の意向把握が残っておりますので、しっかりと進めていく考えですので事業者の都合に合わせた時期ありきのものではありません。

以上です。

○2番 大名美恵子議員 再質問です。

今の事業者の都合に合わせた時期ありきのものではないということなんですが、最後にまた改めて伺いたいと思います。

それでは、再質問ですが、使用前検査申請書に施設の使用時期を書かなければならないということ、これは規制委員会が検査時期をいつにするかを判断するためのものなのか、私は、結局法律は住民の安全や意向抜きに少しでも早く原発を動かすためにだけあるのだなと思えて仕方ありません。報道では、使用前検査申請書に記載が必要な原子炉施設の使用開始予定時期などについて、首長側と原電と折り合っていないと村長の弁が紹介されました。当然です。首長さんたちは再稼働を認めているわけではないのですから。

3点お聞きします。

1つは、使用前検査の内容について。

2つは、原電が進めている工事の目的について、村は安全性向上のためと考えるのか、それとも再稼働のためと考えるのか。

3つは、広域避難計画について来年度の広域避難訓練により実効性が高まったとの判断の下、策定へと移行されるのかお聞きます。

○関田秀茂 村民生活部長 お答えいたします。

初めに、使用前検査についてでございますが、原子炉等規制法等の規定に基づきまして、発電用原子炉施設の工事計画の認可または届け出があったものについて、原子力規制委員会がその工事計画との適合性、技術基準との適合性を確認するもので、1号検査から5号検査までございます。

東海第二発電所の場合は、構造、強度等を実施することができる状態での1号検査のほか、新燃料を挿入することができる状態での3号検査、全ての工事が完了した段階での5号検査が対象となるということでございます。

なお、蒸気タービン及び補助ボイラーの構造、機能、性能を確認する検査であります2号検査は、安全性向上対策工事において当該据付け、組立てを行わないことから、対象外となっております。

また、4号検査につきましては、原子炉の臨界反応操作を開始できる状態になったときに行える検査でございますが、国内のBWRでの検査実績がなく、重大事故に至るおそれがある事故が発生したときの燃料体の損傷防止や放射性物質の放出防止のための重大事故等対象施設に係る検査実施の有無が原子炉規制委員会に委ねられることから、現時点では検査対象外とみなしているようでございます。

続いて、2点目の安全性向上工事に係る村の認識についてですが、新たなシビアアクシデント対策等を講ずることによる施設の安全性を高めるための新規制基準対応工事と受け止めており、東海第二発電所において進められる工事について、再稼働に向けたものとそうでないものといった観点から区別することは難しいものと考えております。

最後に、3点目の広域避難計画の策定に向けては、平成29年度以降、取手市やつくばみらい市を避難先とした計3回の訓練を実施することにより、課題の洗い出しと検証、住民避難に関する理解普及、関係自治体、関係機関との連携協力を進め、計画の実行性向上に努めてまいりましたが、練度向上、経験蓄積等の側面からも、その継続は必要だと考えておりま

すので、残る守谷市での訓練の実施をもって完結するものではなく、具体的な計画策定期等の見通しがあるわけでもございません。

以上でございます。

○2番 大名美恵子議員 再々質問です。

使用前検査につきましては、東海第二原発はBWR原発で初めての検査を受けることになるということだったと思うんですね、今の答弁では。特に5号検査ですが、通常燃料が装填された上、起動させて行われる検査だとも聞いております。再稼働が決まっていない中で燃料装填と起動は、現時点ではあってはならないことだと思います。やはり工事は再稼働のためのものであり、再稼働できるかどうかの検査という理解になります。首長懇の中でどう判断していくか、今重要な時期を迎えていると思います。

2点お聞きします。

繰り返しになりますが、1つは、2月18日、村長は再稼働是非判断の時期について、なぜ2022年12月の前と具体的に答えたのか。

2つは、今後2年10か月で避難計画の実効性は図れるのか、誰もが納得のいく住民の意向把握ができるのか、これはまず無理だと思います。つまり村長が具体的時期を述べた背景には、再稼働を認めないという判断を示すこともあるとの示唆があったのかお聞きします。

○山田修 村長 答えします。

先月の原子力所在地域首長懇談会終了後の取材の中で具体的に判断時期に触れましたのは、安全性向上対策工事が2022年12月に終わるとなると、その近辺で広域避難計画や住民の意向把握の進捗であったり、私の判断に対する関心注目が集まってくるものと思われ、一つの想定としてお答えしたつもりだったのですが、本意を申し上げたわけではなかったもので、誤解を招いたかもしれません。

続いて、東海第二発電所の再稼働に係る判断に際しましては、以前から申し上げており4つの要件を必要とすることとしていることは変わりありませんので、どう結論づけるか確定したものではございません。

以上でございます。

○2番 大名美恵子議員 ちょっと苦言を呈したいと思いますが、村長はやはり紛らわしい発言はやめるべきです。そして、判断の時期は未定、工事完了の時期に合わせることはしな

いと、あのときはっきりと述べるべきだったのではないかと思います。後から修正するような発言が続くことは、東海村長としての信用と信頼に関わりかねないと私は心配をしております。

では、次の質問に入ります。

新型コロナウイルス感染症対策についてです。

神戸や京都でこども園や保育所内の感染者が明らかになるなど、感染の広がりは日々深刻さが増す中、茨城県では本当に一人も感染者がいないのか、それとも検査をしていないだけということなのか疑問と不安も広がっています。WHOも発見に努めるようにと言っています。

一方、安倍首相の対応では、専門家の科学的知見を尊重する点、現場で頑張っている方々を信頼する点、そして国会に相談をして事を進める点などで問題が大きく、その基本姿勢を改めることが求められています。ところが、またしても私人の権利制限を行うことができるインフルエンザ特措法改定案の衆議院での短時間採決など、国の在り方に関わる法改正を強行しようとしています。こうした中、本村においては、国や県の動きも見ながら、役場職員集団の力で、必要なら専門家の力も借りて村民への感染防止に努めることが求められています。

2点お聞きします。

1つは、感染症対策のための庁内の体制及びこの間の取組について。

2つは、2月21日に日本共産党東海村委員会が村長に行った新型コロナウイルス感染症対策の体制強化を求める申入れに関する対応です。申入れ事項の1つは、迅速で正確な情報提供と体制強化について、2つは、相談窓口の設置について、3つは、外国人への情報提供及び企業への衛生思想の徹底、4つ目は、茨城空港や常陸那珂港などでの検疫や検査の徹底、5つ目に、幼児や高齢者、持病のある方などへの適切な感染予防策についてです。

○飯村透 福祉部長 答えいたします。

本村では、1月30日に政府が新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げたことを受けて、翌31日に東海村新型インフルエンザ等対策連絡会議を開催いたしました。また、2月

25日には連絡会議を対策本部に格上げし、本部会議でイベントなどの対応方針の決定や学校の休校要請について議論をしてきたほか、公共施設の休館状況などについても情報の共有を図りました。

2点目の日本共産党東海村委員会からの申入れの5点について、まとめてお答えいたします。

本村では、早々から村公式ホームページにおいて、新型コロナウイルスの症状をはじめひたちなか保健所などの相談窓口について掲載をしております。併せて厚労省や県のホームページのリンクも張り、情報の共有に努めてきたところです。引き続き国や県の更新情報を共有していくとともに、村の情報なども村公式ホームページをはじめ広報紙やSNSなどで村民の皆様へお知らせをしております。

また、本村に在住する外国人の方々へは、自然災害発生時と同様に村公式ホームページをはじめSNS等で易しい日本語と英語による情報を発信しております。さらに、国や県のほか多言語で情報を提供するサイトなどのリンク集も併せて提供し、外国人の方が自ら欲しい情報にたどり着けるようサポートをしております。

一方で、村内企業には、村商工会の会員事業所のほか、村の各課室で所管する事業所に対し手洗い等の徹底、テレワークや時差通勤の積極的な活用、保護者である労働者の休みやすい環境の配慮といった協力要請を実施しております。

茨城空港及び常陸那珂港区における感染症対策については、関係機関からの最新情報や検疫体制について確認するなど、県航空対策課及び港湾課と連携を図っているところであり、情報共有を密に今後も適切な対応を図っております。

本村には、新型コロナウイルスの感染に対する専門窓口は設置をしておりますませんが、万が一症状に心配のある方に対しては、ひたちなか保健所で設置をしている帰国者・接触者相談センターへ相談するように促しております。

また、村の本部会議を設置したことにより、村新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、それぞれの課室がその役割に従い、感染予防に向けた業務を進めております。村民の皆様の安全・安心を確保していくため、全庁挙げて万全の体制で感染症予防対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○2番 大名美恵子議員 再質問です。

安倍首相の全国一律休校要請では、児童の放課後の生活の場である学童保育は除かれました。現場を知る方なら、学校の教室より学童保育所のほうが感染力が高いのではと懸念します。安倍首相に問われている基本姿勢の問題点が端的に表れていると言えます。しかし、本村の判断も学童は開所ですので、まず指定管理者との協議、また取られた対応、感染防止策についてお聞きます。

次に、本村の学校には村採用の臨時職員が配置されています。「休校中、仕事がなくなったら収入が減り生活に影響する。何とか対処してほしい」との声が寄せられました。臨時職員の休校中の働き方はどのようになるのかお聞きをいたします。

○飯村透 福祉部長 1点目についてお答えさせていただきます。

厚生労働省の学童クラブ開所要請に基づき、指定管理者であるテルウェル東日本及び村松学童クラブ育成会に対しまして、感染の予防に留意した上で施設開所を打診するとともに、入所状況の確認、緊急的な入所枠設定の可能性などについて協議・調整を繰り返しながら、保護者の就労により子どもの預かりが必要なときの対応について準備を進めてまいりました。

その結果、急な要請のため、放課後児童指導員の確保をはじめとする児童の受入れ態勢の整備に相応の時間を要したものの、両指定管理者の協力、理解を得て、小学校の臨時休業と同時に3月5日から、夏休みなどの長期休暇期間と同様の受入れを開始したところでございます。

なお、児童の受入れに当たりましては、登録児童に対する利用日の確認調査や健康管理チェック票を活用した児童の体調確認の実施、小学校との連携体制や体調不良時の対応方法などを確認するとともに、教育委員会との調整により、限られた空間の中での長時間の保育を少しでも解消するための小学校教室などの利用開放や保健師など医療専門職による巡視活動を行うなど、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向けた措置を講じているところでございます。

以上でございます。

○川崎松男 教育長 お答えいたします。

小中学校における臨時職員については、通常の勤務をお願いしております。また、どうし

でもお子さんがいて、その子の世話をするため休まざるを得ない場合には休暇が取りいよいような対応も行っております。

以上でございます。

○2番 大名美恵子議員 再々質問します。

本村が5日から休校との決定を保護者に伝えたとき、「なぜ2日からではないのか」という感染を心配する問い合わせが複数あったと聞きました。こうした下で完璧な策と言い切れるわけではないと思いますが、教育委員会が中心になって、学校と学童が連携して子どもたちへの感染防止に真剣に取り組んでいる、こうしたことを私は感じます。

中丸学童では、子どもたちが使うテーブルの並べ方を向き合いではなく、教室風に変え、ゆとりを持たせる工夫が行われていました。ウイルス感染という先の見えない脅威を前に、必死に取り組んでいるというのを感じました。

栃木県茂木町では休校方針を撤回し、群馬県太田市の小学校では休校しない方針を休校に切り替えるなど、状況に応じて対応は様々になっていますが、本村は休校継続で行くのか、その辺の考えをお聞きます。

○川崎松男 教育長 答えいたします。

結論から申しますと、引き続き学校は臨時休業としていきたいなと考えています。昨日も私、石神学童クラブに行ってみいました。学童クラブに登録している子どもたちは学童クラブで、登録していない子どもたちは学校で見るという形なんですけれども、その上、学童クラブには低学年の子どもたちを主に見てもらって、高学年の子どもたちは学校で見るという体制づくりをしていますので、教育委員会、子育て支援課、そして学校、学童クラブ等が情報交換だけでなく、行動連携しながら感染予防と安心できる環境づくりに努めていきたいなと考えております。

以上でございます。

○2番 大名美恵子議員 ぜひ力を併せて村民への感染が起きないようにお願いしたいと思います。

それでは、3点目の質問です。

新規事業案の指定難病患者及び関節リウマチ患者見舞金支給事業についてです。

本事業に係る現行制度は、発足当時の事業名こそ変更されていますが、2000年3月議会に難病患者さんから見舞金支給を求める請願が出され、議会が全会一致で採択したことから発足したものです。当時の村の対応は見舞金ではなく、医療費助成として、しかも同様に苦しんでいる関節リウマチと精神障がい患者さんも対象としました。金額的にも古河市と並んで県内最高額です。

県内の状況は、難病患者のみの見舞金及び医療費助成ですが、44全ての自治体で行っています。今回の本村の現行事業の廃止ほか診断書料、そして交通費等の助成廃止をいきなり聞いたときは、何でこんな冷たいことをするのか、東海村のやることではないと本当に驚きました。事業の関係者も突然の廃止通知を受け取り、戸惑っています。

3点お聞きします。

1つは、助成金支給事業を廃止して見舞金支給事業を創設する際、精神障がい患者だけを外したのはなぜか。精神障がい患者も含めた見舞金支給とすべきと考えるが、どうか。

2つ目は、新規事業について実施期間を3年間予定と区切っているのはなぜか。3年間の予定はなくすべきと考えます。全協での説明では、3年後ぐらいに様子を見るためと言っておられましたが、これは支給打ち切りもあり得るということなのか。

3つ目は、見舞金の額は年1回支給で1万5,000円とのことですが、その根拠は何かお聞きします。

○飯村透 福祉部長 お答えいたします。

自立支援医療費につきましては、受給者証が交付されれば、医療費の自己負担が一般の方であれば3割を負担しているところが1割に軽減されます。また、この1割が過大なものとならないよう1か月当たりの負担は所得に応じて上限が設けられている制度であります。さらに、精神障がい者保険福祉手帳1級の交付を受けた方については、平成31年4月1日から医療福祉費支給制度、通称マル福のほうが拡充されたことによりまして、自己負担額はなくなりました。自立支援医療費受給者証の交付を受ければ、障がい福祉サービスを受給することができるなど精神障がい者への支援が充実したことから、精神障がい者を対象外といたしました。

次に、実施期間につきましては、社会情勢の変化や国の制度設計について注視していく

必要があるため、3年間で適当としたところであります。

最後に、見舞金の額ですが、近隣市の状況も参考にしたものでございます。

以上でございます。

○2番 大名美恵子議員 では、再質問です。

村は事業対象のこの方たちの自立できるための収入についてどう考えているのでしょうか、大変疑問です。安心して仕事に就くことが困難など、どうしても公的支援が必要な方たちとは思わないのでしょうか。そこに国や県がやれば村はやらなくていいと、そういうことではなくて、村の心が私は必要と思います。

医療費助成というのでは、村としてやりづらい面があるとすれば、今回のように見舞金制度にそのまま移行すればよかったのではないのでしょうか。

事業終了の通知と障害者総合支援法利用の手引というパンフを受け取ったある難病患者さんからお電話を頂きました。通知の意味が分からない、手引のほうは利用できるものがないような気がするということでした。私も通知を読んでみましたが、まず通知文の一方的な冷やかさ、これが今の東海村の完治の見えない患者さんたちにかかる言葉かと悲しくなりました。そして、なぜ廃止なのか理由が伝わらない。この通知のみで理解を求めるのは、あまりに雑で酷なやり方としか言いようがありません。

この方の現在の医療費の実際は、毎月の自己負担は1万円、村からの助成4,000円により、月の自己負担は6,000円とのことです。これが新年度からは見舞金の月割りでは1,250円、通院が年8回としても1,875円に減額され、自己負担の実際は8,125円となります。この方は上限1万円ですから、仕事に就いていて結婚もしているとのことですが、食事管理が必要なこと、それと病院とも相談しながらですが、薬との関係があるからか子どもができないとつらい思いをしています。精神の方にもご意見伺ってみましたが、言葉はありませんでした。言いようがなかったのだと思います。

これらの病気の患者さんは、自ら選んで病気になったわけではありません。しかし、絶えず精神的、肉体的苦痛を伴って生きていく、これが私たちとは決定的に違うところです。村は今回の措置に当たって、こうした患者さん一人ひとりの実態はつかんだのでしょうか。病気はあっても、希望を持って生きられる支援をする、生活の安定の支援を十分に行う、これが村の本来やるべきことだと思います。見舞金制度に切り替えるなら、少なくとも3病気一緒に3年での様子見はやめて、金額は後退させずに移行させるのが本来です。東海村でこそ

できることではないでしょうか。

昨日の質疑で事業のスクラップ・アンド・ビルドだとの答弁がありましたが、新たな施策は給付型ではないとのこと。私は、給付型を否定する発想は、大企業の内部留保は増えているのに大量首切りをするという考え方と同じだと思います。しかし、ここは行政です。

村長にお聞きします。障がい福祉課の説明を聞いて、どう受け止めて今回の措置をよしとしたのか、また3病気とも見舞金制度にそのまま移行させるべきと思いますが、どう考えるでしょうか。

○山田修 村長 今回の障がい福祉課の廃止事業につきましては、いろいろなところで厳しいご意見もいただいていますし、非常に大きなことだというふうに思っています。

担当課のほうから今回の見直しについて説明を受けたときに、私が常々全ての事業をちゃんとチェックをして聖域はないということを言ってきましたので、その言葉を受けて、それぞれ事業を見直したということで上がってきたというふうに思っています。障がい福祉課の中でも長年検討課題ではあったようですが、やはりサービスを受けている方々のことを考えて、なかなかそこは踏み切れなかったということもありまして、今回こういう提案が出たということですが、私もそれは机上のところですので、実績ですとか、そういうデータを見せてもらって、一定程度、役割はある程度果たしたかなというところを感じましたので、私はそれは可能だというふうに受け止めました。

助成金の廃止につきましても、いきなりこれは廃止ではなくて、見舞金等で別な形で支援をしていく必要があるだろうということで、そこはそういう考え方を持っていましたが、精神障がい者の方については、こちらは大分制度そのものは国のほうで充実したということがあったので、それでカバーできるのであれば、そこは外してもいいのかなということで、基本的にはそのほうの考えを認めたということではあります。

ただ、その今、議員がおっしゃられたような一人ひとりの生活の実態、そこまでは私も把握はしておりませんので、これは障がい福祉課も全て本当にくまなく説明できたかというのは、まだこれからだというふうに思いますが、今後それぞれのやっぱり家庭も含めたところをちょっときめ細かくそこは見た上で、何がこの後、行政としてできるのか、そこはしっかり考えて、当面その廃止措置、廃止事業は先行はしますが、また必要な支援の在り方については、きちんと考えて対応してまいりたいというふうに思っています。

○2番 大名美恵子議員 質問ではありませんが、今回の件では、もう昨日お二人の議員からもありましたように、まずこの行政の在り方として、一方的な廃止、これは特にこういう関係者たちの中では本当に生活が大変というのがありますので、こういうやり方はやめた方がいいと思います。話し合いを決めちゃってから話し合うのではなくて、事前に話し合いする、そういう本当に人を大事にする村政にぜひしていただきたいと思います。

そして、新年度関係者との意見交換などを例えば行うようなことがあれば、私としては、ぜひ給付型についても検討の対象としてほしい、そしてそういうことでは行政として住民に心を寄せて真摯に向き合う、こういうことをやっていただけたらと提言をいたします。

それでは、4点目の質問に入ります。

2020年度に行われる中学校教科書採択に関してです。

2020年度に、その後4年間使われる中学校教科書の採択が行われます。安倍政権が進める戦争する国づくりの基軸には教育が位置づけられており、愛国心を持ち、進んで戦争に赴く青年をつくるのは教育の役割だとされています。そして、それにふさわしい教科書を学校で使わせるために教科書採択にまで介入してきています。本村の生徒には、その子の発達や日本の教育をゆがめる教科書は使わせてはならないと考えます。教育委員会の果たすべき役割が問われています。

4点お聞きします。

まず、教科書採択に関する方針ですが、これは県教委作成のものしかなく、しかも現時点では昨年度のものしかないということですが、資料を出していただきました。また、村教育委員会の採択に関する考え方ですが、あってはならない心の問題を評価するなどの特別の教科、道徳の教科書とも併せてお考えをお聞きします。

次に、本村は第2採択地区になりますが、採択に向けたスケジュールについて、その次、採択会議の傍聴に関する規定等の状況と近年の傍聴者数について、4つ目に、特に歴史に関する教科書は歴史を歪曲するものは採択すべきではないと考えますが、社会科の歴史及び公民の教科書採択に関しての考え方をお伺いします。

○川崎松男 教育長 お答えいたします。

まず、教科書とは各教科の年間の指導計画等に基づき授業をするための主たる教材であることが、教科書の発行に関する臨時措置法に示されております。そのため、採択に当たっては何より本村の児童生徒の実態に合った、そして学校現場で教えやすい、子どもたちが学びやすい教科書であるかどうかを第一に考えております。

また、教育基本法や学校教育法などの慣例法にのっとり、学習指導要領の趣旨に従ったものなのか、各学年の発達段階に即したものなのか、そして公正かつ中立な内容のものなのか等の観点に沿って採択をすることが重要であると考えております。

なお、既に道徳は先行実施しており、既に本年度から教科書が採択されております。採択に当たっては、生徒がその題材を読み、自分事として物事を考え、判断や考えに迷ったり、自分の過去の言動を振り返って本当に本音で語り合うことができるような内容になっているか、そういうふうなことを吟味して採択しております。評価がいろいろ問題になっておりますが、私は評価は自分事としてその課題に対して考えたか、そして自分はどのような考えを持ったか、心の変容、そこら辺を大事にして文章で表現するようにということで各学校にはお願いしているところでございます。

2点目の採択のスケジュールについてでございますが、6月上旬に茨城県から示された教科用図書採択に関する指導方針に従い、6月から7月に各教科の調査部会で調査研究を行い、その結果を7月下旬に開催される第2採択地区教科用図書選定協議会へ報告し、採択が行われています。第2採択地区はひたちなか、東海村、那珂市、常陸大宮市、そして大子町になっております。

また、6月中旬から各採択地区で教科書の適正な採択に資するため、一般向けに教科書の展示会を開催いたしております。

3点目の採択会議の傍聴につきましては、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静謐な環境を維持するために、県内の採択地区の多くは非公開で行っていると聞いております。しかしながら、審議過程の公正性ですね、あと透明性を確保する観点から、採択期間終了後に議事録等の情報公開を手続に従い行えるようにしております。

4点目の歴史及び公民の教科書に関しましては、検定の段階で歪曲のない教科書が選定されているものと思いますが、採択前に行われる調査部会において、各発行会社の教科書を1冊1冊調査委員が精読し、内容が公正かつ中立か、学校現場で教員が児童生徒の実態に合った教えやすい、そして先ほど申し上げましたように子どもたちが学びやすい教科書で

あるか等をしっかり見極めて、教授用図書としてふさわしい教科書の選定を行ってまいります。

以上でございます。

○2番 大名美恵子議員 しっかり頑張っていただきたいと思います。特にこの公正中立、この点については、自らの目で、そして読んでみて理解の中で公正中立が本当になっているか確認をしていただけたらと思います。

それでは、再質問として2点お聞きします。

1つは、教科書採択の最後の決定の場、この傍聴は可能なのか。

2つは、採択地区の教育委員会が集まって協議が必要なのではないかと私はと思いますが、この点についての考え方をお聞きします。

○川崎松男 教育長 答えいたします。

まず、教科書採択の最後の決定の場は、7月下旬に行われます第2採択地区教科用図書選定協議会の採択を受けて、各市町村の教育委員会で最終の採択となります。これは水戸市とか大きい市は単独で教科書選定ができるんですけども、小さい市町村では学校現場の先生方が調査員になりますので、普段の授業が疎かになってしまいますので、第2採択地区という広い範囲で採択しているということご理解いただきたいなと思います。

最終的には、本当に市町村の教育委員会で東海村の子どもたちが使う教科書にふさわしいかどうかを採択するということになっております。教育委員会の傍聴につきましては、東海村教育委員会会議規則の第15条に「会議は公開とする。ただし、人事に関する事件、その他の事件については、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときには、これを公開しないことができる」と書いてあることから、出席者の議決を受け、本村ではこれまで非公開で行ってきております。

以上でございます。

○2番 大名美恵子議員 了解いたしました。ですが、今、私は単独採択がよしということで教育長に公正中立ということをやったわけではありません。むしろ、この第2採択地区の中でも5つでしたっけ、教育委員会。5つでしたね。この5つのやっぱり教育委員会が同じように公正中立な教科書を選ぶように、その中心的役割を東海教育長には果たしてほしい、

その思いから言ったわけです。単独採択というのは逆に問題が起きやすいです。ですから、ぜひ教育長、その役割お願いしたいと思います。

では、**最後の質問**に入ります。

小学校新1年生へのランドセル無償支給についてです。

小学校新1年生にランドセルの無償配布をしている県内10自治体のうち、本村近辺では日立市、高萩市、北茨城市が行っています。いずれも保護者の負担軽減と入学祝いとして行われていますが、市が配布するランドセルを使わないとだめだということではないようです。義務教育のために必要になっているランドセルですから、無償配布政策は本村でもぜひ導入できればと考えるものです。

その視点から、まずランドセルに関して3点お聞きします。

1つは、小学校通学時におけるランドセルの必要性について。

2点は、文科省は2018年に教育委員会に対し、「重いランドセル解消のため、工夫を行うよう」、この今の表現は私の解釈であります。旨の通知を行ったとのことですが、通知への対応として、状況把握など何が行ったのか。

3点は、児童の健康も考慮した教材等を移動させるのにふさわしいランドセルの在り方、本村教育委員会として、先行自治体の施策も含めて研究や検討の必要性があるのではないかと考えるわけですが、教育委員会としてはどう考えるか。

以上お聞きします。

○川崎松男 教育長 お答えいたします。

児童が通学時に教科書、ノート等を運ぶ用具としてのランドセルは、両手が空く安全面と6年間の耐久性を考えた場合にはふさわしいものであると考えております。

2018年の文部科学省通知では提出資料のとおりで、家庭に持ち帰らなくてもよいものは学校に置いておくようにするなど、登下校時の児童の負担にならないよう工夫することについての通知がございました。本村では、文部科学省の通知以前から、小学校低学年が登下校時において持ち物が多いという声があり、家庭学習で使用しないものは学校に置いて

いってよいというお知らせを各家庭へ知らせて、軽減を図っているところでございます。

次に、ランドセルの無償支給につきましては、子育て支援対策や保護者の経済的負担の軽減などを目的に、オリジナルのランドセルや市販のランドセルを支給する自治体が県内でもございますが、本村におきましては、やはり個人への支給ではなくて、ICT機器の整備やスタディ・サポーターや生活指導員など図書館指導員もございますけれども、子どもと向き合う人材を増やすなど教育環境の充実を目指していきたいと考えております。

また、経済的に苦しい家庭に対しましては、就学援助制度による入学準備金等の経済的支援を行っているところでございます。

最後のランドセルの在り方等の研究につきましては、ランドセルの中身の重さ対策や手荷物を分散して運べるよう工夫するなど、また副教材の選定時には重さの視点を取り入れるなどして、様々な点から取り組むことが重要だと考えております。

以上でございます。

○2番 大名美恵子議員 ランドセルは確かに両手が空くということで、そういうものなんですけれども、実際の子どもたちの様子を見ていますと、両手が空くということがあるのかなと思うぐらい数々の物を持ち運んでおります。

2点お聞きしたいと思います、再質問で。

ランドセルについては、私は義務教育の中で必要になっているもの、この捉え方を前提にしていく、これが重要だと思います。教材ではないですけれども、教材の一つのような位置づけですか。そうしたことから1点としては、児童にとってランドセルの重さ、耐久性、費用等については差がなく使えるもの、特に小学校スタート時点では、みんな同じが親子ともに安心できますし、行政の子どもへの思いが伝わると思います。そして、保護者の負担は避けることが望ましいと考えますが、認識を伺います。

2点は、重さ対策では教材の備品化を進めることも重要と考えますが、この点はどうか。長期休みに入るときなどの持ち帰り品は、とても児童には持ち切れないほどになります。考え方お聞きします。

○川崎松男 教育長 答えいたします。

まず、1つの質問にですけれども、ランドセルに関しては現在、各メーカーにより形状や色など様々な商品が取りそろえられておりますが、その中でやっぱり私は義務教育化でランド

セル無償化、それも重々分かりますけれども、保護者自身が我が子の色や形の好み、体へのフィット感、そして商品自体の軽さや耐久性などの性能、そして家計の負担等考えて我が子にとって最適なランドセルの購入でいいんじゃないかな。また、私も孫がいますけれども、孫に買ってあげたいというような個人の自由選択で十分なんじゃないかなと考えています。その分、先ほども申し上げましたように経済的に困難なご家庭には入学前の就学援助制度で支援できたり、別な面でソフト面で子どもに向き合う先生方を増やしたりとか、そういうふうな形で教育支援をしていけばいいんじゃないかなと考えております。

2つ目のご質問の教材の備品化による持込みの負担軽減についてですけれども、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、計画的に手荷物を持ち帰るような指導をしておりまして、また朝顔の鉢植えなどの持ち運びが大変な教材に関しては保護者に来てもらって対応するなど、保護者に来てもらうということも一つの教育的な意味があると思います。そのときに保護者と子どものことについて、そしてどういうふうな栽培をしていたか、その学習状況もお話しますので、そこら辺が大事なんじゃないかなと考えております。

ただ、今後とも児童への過度な負担にならないような適切な対応、支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 大名美恵子議員 今お答えいただいたのが東海村の現状だと思います。そうなんです、その答弁の中で今ちょっと気になることがありました。「家計への負担等を考えて保護者自身が我が子にとって最適な」、少し言葉入れ替わっていますが、「我が子にとって最適なランドセルの購入をしており、個人の自由選択については適切な対応と考えております」という発言なんですけれども、この言い方って、聞きようによっては教育の機会均等との関係でちょっと引っかけられないかなというような気がしないでもありません。家計の負担を考えて、これはちょっと問題ある発言に聞こえますが、それ以上のことは言いませんが、後でぜひ考え直していただけたらと思います。

それで、例えば北茨城市と高萩市はランドセル1個1万8,500円など2万円以下、日立市は8,500円で転入者にも支給、そして高萩市では中学校入学時には辞書のプレゼントも行っている、北茨城市では製造は水戸市内の業者ではあるけれども、市内のランドセル協会にお願いをしているというようなことでした。

ちょっとくどくなりますが、改めてこうした近隣の状況も頭に入れながら、ランドセルの無

償配布について、改めて教育長に考え方お聞きます。

○川崎松男 教育長 お答えいたします。

ちょっと不適切な発言、誤解されるようなあれなんですけれども、私は義務教育でも教育の機会均等が、全ての場面で教育の機会均等というか、同じ歩調が果たしているのかどうかだと思うんです。一つの例として、運動会のときに手をつないでゴールしましょうと一時はやったんですけれども、果たしてそれがいいのか。一生懸命、駆け足が速い子は1番になってくる。音楽が得意な子は音楽に力を発揮するとか、いろいろな場面でその子のよさを発揮させることが教育の機会均等ではないかなと私は考えています。誤解をされたら困りますのでお話ししました。

お答えしたいと思います。ランドセルの無償支給の実施については、それぞれの自治体独自の方針であり、先の答弁で述べさせていただきましたが、本村におきましては、くどいようなんですけれども、ランドセルの個人への支給ではなくて、スタディ・サポーターや生活指導員など本当に子どもと向き合う人材を増やすなど、そちらの教育環境の充実を引き続き目指していきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 大名美恵子議員 教育機会均等法との関係で、教育長のお話ありましたけれども、ここで私たちが特に気にするのは、やっぱり家庭の経済的差の下で本当に機会均等って成長期の子どもの心のことにも関わって、本当に同じ授業をやればいいのか、そういうことではない。もっと奥深いものがあると思うんですね。それで「家計の負担等を親が考えて」と言ったから、私は「何だ、川崎教育長」というふうに思ったわけです。そのことをぜひ、就学援助制度もあります。ですけれども、この就学援助制度は本当に金額的にも足りません、もともと。そういう中で本当に均等ということがどこまで言えるのかということはあるんですけど、ぜひもっともっと子どもたちに、すばらしい授業ということだけでなく、子どもたちが本当はどう感じて学校にいるか、そういうことも一生懸命心で感じ取っていただける、そういう教育をお願いしたいと思います。

この件につきましては、引き続きの課題とさせていただくことを述べまして、私の一般質問終わりにします。